

# 光市立大和中学校 Webサイトに関するプライバシーポリシー（個人情報の保護方針）

## 1 規定範囲

このプライバシーポリシーは、本校のホームページから、文字・文章・写真・画像などの電子データ等を公開する際の手続や運用などを規定する。

## 2 開設の目的

開かれた学校づくりの一環として、本校の教育活動を保護者や一般に広く公開し、保護者や地域との連携を深め、本校の教育活動やコミュニティ・スクールの活動の充実を図る。

## 3 担当者と公開手順

本校ホームページ運営担当者が、作成の手順や分担を教職員全体に周知する。

作成担当者は、運営責任者または、運営責任者が指名した教職員の許諾を得て公開する。

## 4 運用の責任

### (1) 運営責任者

運営責任者は学校長とし、ホームページの運用に関する責任を負い、指導及び監督を行う。

### (2) 運営担当者

運営担当者は、校務分掌の情報担当及びホームページ作成担当者であり、主に次のことを行う。

- ① 運用規定に沿った当校教育活動に関するホームページの作成及び管理と更新。
- ② 運用規定に沿って内容を確認する。

## 5 ホームページの内容

### (1) 掲載する内容（一般公開）

#### ① 学校の基本情報

学校名、住所、電話及びFAX番号、学校のメールアドレスなど。

#### ② 教育目標等

本校の概要、グラウンドデザイン、校歌など

#### ③ 行事予定（年間及び月別）

#### ④ 教育活動全般

- ・校内での活動及び校外での学校教育活動の様子とその説明。
- ・生徒の写真を掲載する場合は、3名以上が写っているおり、氏名との関連付けがないもの。
- ・掲載する動画、画像、文書は、著作者の許諾を得たもの。

#### ⑤ 学校評価結果

#### ⑥ 大和中学校コミュニティ・スクールの活動紹介。

#### ⑦ その他ホームページに掲載することが望ましいと運営責任者が判断したもの。

### (2) 掲載する内容（限定公開）

本校職員及び保護者に限定して公開する。限定する方法は、本校WebサイトにID（yamatoP）とパスワード（セキュリティ上、不定期に変更し、その都度文書で周知する。）を利用して閲覧することができる。

#### ① 個人的な表彰結果（生徒の表彰の写真、文）。

#### ② 生徒の写真を掲載する場合は、3名未満または、3名以上であっても、代表者が特定でき、その氏名が関連づけられるもの。

#### ③ 学年、学級だより

#### ④ その他、本校の保護者に限定して公開することが望ましいと運営責任者が判断したもの。

(2) 掲載してはならない内容

- ① 違法なもの、公序良俗に反するもの、個人や団体を誹謗・中傷・批判をするもの。
- ② 著作権及び肖像権を侵害するもの。
- ③ 営利を目的としたもの。
- ④ 生徒及び教職員の人権やプライバシーを侵害する恐れのあるもの。
- ⑤ その他ホームページに掲載することが望ましくないと運営責任者が判断したもの。
  - ・生徒の住所、電話番号（限定公開もしない）
  - ・原則、生徒の写真と氏名を関連づけたもの。ただし、運営責任者が必要と判断した場合には、限定公開とする。

## 6 著作権の保護

- (1) 基本的情報モラルに留意し、著作権法に抵触しないようホームページを作成する。
- (2) 本校のホームページの著作権は、本校に帰属する。
- (3) 職員の個人名をつけて公表するものは、その職員に著作権が帰属する。
- (4) 学校行事として本校生徒が参加した講演会等を公表する場合、写真及びその内容については、運営責任者が、講演会等の関係者の許諾を得て行う。
- (5) 生徒の作文や絵画などの作品は、その生徒に著作権が帰属する。

## 7 リンク

本校のホームページに対する公的機関及び小中学校及び諸学校からは、原則として運営責任者の許諾は必要としない。

その他からのリンクは、原則として学校長の許可を必要とする。(メール、電話で可能)

## 8 2次利用

2次利用とは、ホームページに掲載されている写真、文字、映像、音声の全部または一部を利用して他のメディア（プレゼンテーション、写真アルバム、DVD・CD等）を作成することをいう。

- (1) 掲載している写真、文書については、運営責任者の許諾を得て2次利用することができる。
- (2) 映像に関しては、限定公開であり、2次利用できない。
- (3) 生徒が参加した講演会等の記事の場合は、本校が関係者に承諾の仲介は行わない。

## 9 本プライバシーポリシーの見直し

学校教育におけるホームページ利用のメディアの進化に伴い、この規定に示した事項の見直しが必要な場合は、その都度、職員会議において十分な検討を経て、見直しをすることとする。

[附則]

- 1 この規定は、平成26年4月11日から施行する。
- 2 この規定は、毎年、年度末の職員会議で確認し、改訂したものを教職員、保護者に周知徹底する。